

第30回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
平成30年10月31日	参考資料2

## ○振興指針改正に係る諮問書及び付議書

### 【目次】

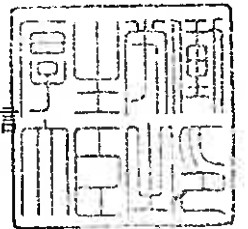
1. 諮問書	2
2. 付議書	3

厚生労働省発生食0921第6号

平成30年9月21日

厚生科学審議会会長 福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮 問 書

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第56条の2第1項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし店）の振興指針を定めることについて、同法第58条第2項の規定に基づき、貴会に意見を求めます。

厚 科 審 第 6 号

平成30年10月18日

生活衛生適正化分科会会長

原 田 一 郎 殿

厚生科学審議会会長

福 井 次



理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし店）の  
振興指針の改正について（付議）

標記について、平成30年9月21日付け厚生労働省発生食0921第6号をも  
って厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の  
規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。